

規格・基準等の事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第2条9.1に基づくものです。〕

無線設備規則等の一部改正

下記のとおり電波法に基づく技術基準を改正する予定ですのでお知らせします。
ご意見のある場合は、下記要領で理由を付して文書によりご提出下さい。

記

- 1 件名
無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令
- 2 対象品名
FM 放送用無線設備
- 3 趣旨及び目的
AM ラジオ放送の難聴解消及び災害時の放送継続による FM 補完中継局の開設、AM 放送設備の老朽化に伴う FM 放送への転換等により、現状の FM 周波数帯では賄いきれない需要に対応するため。
- 4 施行予定日
令和7年5月頃
- 5 意見提出先
総務省 情報流通行政局 放送技術課
〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2
電話：03-5253-5786
- 6 意見提出期限
WTO事務局から配布された後 60 日間